役員報酬等に関する規程 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人だいひ福祉会(以下「法人」という。)の業務に従事する役員等の報酬、出張旅費をいう。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び外部委員をいう。 第2章 報酬等

(報酬)

- 第3条 役員が理事会、評議員会への出席した時とき、その他法人の業務に携わった時は、次の通り日当を支給する。
 - (1) 理事、監事、評議員、外部委員

1日 3.000円

(報酬の支払い方法)

- 第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。
 - (1) その都度、現金にて支払う。

(費用の弁償)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人の業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

- 第6条 出張旅費は、原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。
 - 2 交通費は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃(急行料金、特急料金、指定席料金などを含む)に要した費用を支給する。
 - 3 宿泊費は、宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
 - 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり4.000円を支給する。
 - 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
 - 6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複旅費等は支給しない。

(出張旅費の借り受け)

第7条 出張旅費は、出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって借受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第8条 出張者は出張終了後速やかに領収書を添付して、出張旅費を清算するものとする。

第6章 附則

(適用除外)

第9条 本法人の職員を兼務する理事には、この規程は適用しない。

(改正)

- 第10条 この規程を改正または廃止する必要が生じた場合は、社会福祉法人だいひ福祉会の議決を経なければならない。
 - この規程は平成29年4月1日から適用する。
 - この規程は令和5年6月評議委員会の決議の日から適用する。